（随意契約によることができる場合）
第11条　特定調達契約については、次の各号に掲げる場合に該当する場合に限り、随意契約によることができる。
⑴　一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
⑵　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権その他の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
⑶　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれのあるとき。
⑷　委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合
⑸　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
⑹　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第７条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
⑺　緊急の必要により競争に付することができない場合
⑻　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れる場合
（契約審査委員会）
第12条　第16条各項に定める者は、第３条第１項に定める特定調達契約を随意契約により行う場合には、前条の適用の妥当性について、契約規則第128条に規定する契約審査委員会の審査に付するものとする。
（落札者の決定に関する通知）
第13条　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
２　特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
⑴　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部室の名称及び所在地
⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額
⑹　契約の相手方を決定した手続
⑺　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日
⑻　随意契約によることとした場合はその理由
⑼　その他必要な事項
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第14条　特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。
⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
⑵　入札者の申込みに係る価格
⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
⑸　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
⑹　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第15条　特定調達契約につき随意契約によった場合は、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。
（苦情の処理）
第16条　管財部長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。
（契約事務の管理）
第17条　この規則による特定調達契約に関する事務の管理は、管財部長が行うものとする。
２　前項に定める者は、この規則に定める特定調達契約に関する事務の一部を職員に委任することができるものとする。

附　則

（施行日）
１　この規則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
（経過措置）
２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月16日

株式会社日本政策投資銀行

◎調達機関番号　128　◎所在地番号　13

「政府調達に関する協定その他の国際約束」にかかる物品等または特定役務の調達手続を定める規準

（目　的）
第１条　本規準は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、当行の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。
（定　義）
第２条　本規準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　物品等　動産（現金および有価証券を除く。）および著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービスおよび同付属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）にかかる役務をいう。